

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和2年9月23日
【会社名】	横浜魚類株式会社
【英訳名】	YOKOHAMA GYORUI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石井 良輔
【本店の所在の場所】	横浜市神奈川区山内町1番地
【電話番号】	045(459)3800
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部部長 塚本 秋宏
【最寄りの連絡場所】	横浜市神奈川区山内町1番地
【電話番号】	045(459)3800
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部部長 塚本 秋宏
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1)

1【提出理由】

当社の販売先である下田魚河岸急送株式会社が、令和2年2月17日付で破産手続開始の申立を行い、近く破産手続終了が予想されることから、同社に対する債権について下記のとおり取立不能のおそれが生じたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1 債権の取立不能又は取立遅延に関する事項

(1) 債務者の名称等

名称 : 下田魚河岸急送株式会社
所在地 : 静岡県下田市中字赤間5 6 4 番地の5
代表者の役職・氏名 : 代表取締役 鈴木 義次
事業内容 : 運送業並びに水産物卸売業
資本金 : 10百万円
当社との関係 : 資本関係、人的関係はいずれも該当事項はありません。また、取引関係は直前年度の当社売上高はありません。

(2) 当該債務者等に生じた事実及びその事実が生じた年月日

令和2年2月17日 債務者並びにその連帯保証人が破産手続開始の申立をし、近日中に破産手続が終了する見込であること。

(3) 当該債務者等に対する債権の種類及び金額

売掛金 159百万円

(4) 当該事実が当社の業績に及ぼす影響

本債権につきましては、既に有税による貸倒引当金が全額計上されておりますので、当期の業績に及ぼす影響はありません。

以 上